

公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費等の執行に関する不正防止計画

平成 27 年 4 月 1 日 策定

公益財団法人大倉精神文化研究所(以下「この法人」という。)は、文部科学大臣決定「研究機関における公的費の管理・監査ガイドラン(実施基準)」に基づき、公的研究費の不正使用を未然に防止し、適正な運営・管理を行うため、公益財団法人大倉精神文化研究所における公的研究費取扱要綱(平成 27 年 4 月 1 日施行)第 26 条第 1 項に掲げる不正防止計画を次のとおり定める。

なお、本計画は、策定時点において当面取組むべき措置を掲げたものであるが、不正発生意因の集積及び分析並びに実状を踏まえ、随時見直しを行うものとする。

1 公的研究費の運営・管理に関わる職員の不正行為に対する意識向上に関する事項

- (1) 不正行為防止に係る啓発等を実施し、財団全体の意識向上を図る。
- (2) 適切な研究費の管理・執行を行うため関係規則等を周知徹底し、遵守に努める。

2 公的研究費等の適正な執行管理に関する事項

- (1) 物品の発注・納品確認を明確化
物品の発注権限等を明確にするとともに、物品の検収受け入れ体制を整備する。
- (2) 旅費支給に関する体制の整備
出張旅費に関する不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等の実態の把握に努める。

3 監査体制に関する事項

内部監査員は、研究費の適正な運用、管理について実効性のある監査を実施する。

4 不正取引に関与した業者への処分に関する事項

不正取引に関与したと認められた業者については、取引停止等の厳格な処分を行う。

5 その他不正防止に必要な事項

研究費の不正への取り組みに関するこの法人の方針及び意思決定手続きを、ホームページにより外部へ公表する。

以上